

発議第9号

議案第75号伊賀市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正に対する修正について

議案第75号伊賀市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正に対する修正を次のとおりしようとする。

令和元年6月28日提出

提出者 伊賀市議会議員

西口 和成

川上 善幸

森川 徹

記

議案第75号伊賀市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正に対する修正

第14条の改正規定を次のように改める。

第14条を次のように改める。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3%以内で市長が別に定める率とする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連携して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。